

〔倭訓案中編十四〕ち。ご 持碁の義也、兩方勝負なきをいふなり。

持碁の義也、兩方勝負なきをいふなり。

〔因云碁話六〕聖目の事

圍碁贏輸なきを持碁といふは正字にあらず、歌合に勝負左右にこれなきを持ちといふにならへるなるべし、然れども圍碁三十二字釋義をみれば、持はせきのことをいふなり、持碁の正字は市なり、通玄集に、勝敗なきを市といふとあり、又停路を市と爲とも見えたり、停は定なり、違はぬと云ふ意なり、市はものを二つ分にするを云ふ、本邦にて勝て路多きを中押勝といふ。○中略

駿府大御所様御前に於て、本因坊利玄坊との圍碁に、四十九目勝と、筭砂が勝負記にあり、中押勝もあり、思ふにこれは、大御所様何程の勝ちかつくりて見よと、御意ありしなるべし、當今にても負方の任意なれども、二十目以下は止合するなり、又慥に負と亥れば、十目餘なれば中押負にするものもこれあるなり、古譜に於て余が観たる大負は、筭哲が道策に廿五目負、右同人道悅に廿二目負、仙徳が烈元に三十一目負、是れは相良侯殿沼にての圍碁なり、互にはやき性質故、四時より圍み、初め、八ツ時半に畢、目筭を不爲故なりといへり、然れども高段の圍碁には、不相應戒むべく、また耻づべきことなり、筭節が知得との圍碁に、四目負の碁を不止合、中押にせしは奇異のことなり、是れは勝ちにも成るべくおもふ碁を避けしゆえ、憤怒せしなりといへり、その碁を見るに、雙方氣骨ありて頗る有趣稀なる事故其の譜を載せたり。

〔續泰平年表〕弘化元年五月、是月下旬、碁方共上因碩上書、圍碁の術一と仕候、勝負を論候者は、素人之事にて、極意に至候而者、白石一と仕候、勝負を論候者は、素人之事にて、は不慮之難に逢候得者、益已申候、外無之、俄に其損毛を補はんと急候得ば、忽敗亂と相成申候

〔運歩色葉集伊〕一盤碁ノ

一目碁

〔松屋筆記百六〕碁將某に幾ばんといふばんの字